

敦賀市公告第18号

敦賀市立保育所における紙おむつ定額利用サービス提供業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月25日

敦賀市長 米 澤 光 治

1 業務名

敦賀市立保育所における紙おむつ定額利用サービス提供業務委託

2 業務内容

別添敦賀市立保育所における紙おむつ定額利用サービス提供業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに

3 業務履行期間

令和7年8月1日から令和10年3月31日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福井県において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

- (9) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの過去5年間において、公立保育所において同種のサービスの提供実績があること。

5 募集要項及び仕様書

別添敦賀市立保育所における紙おむつ定額利用サービス提供業務委託公募型プロポーザル募集要項及び仕様書のとおり

6 募集要項等の配布期間等

- (1) 配付期間 令和7年4月25日（金）から令和7年5月23日（金）まで
ただし、9に掲げる配布場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配付方法 9に掲げる配布場所で配布する。また、市ホームページにおいても公開する。

7 企画提案書類の受付期間及び提出方法等

- (1) 受付期間 令和7年4月25日（金）から令和7年5月23日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 提出方法 持参又は郵送により9に掲げる担当課に提出すること。郵送の場合は令和7年5月23日（金）午後5時までの必着とする。
- (3) 提出部数 14部（正本1部、副本13部）を提出すること。
なお、企画案は一者につき1案に限る。
提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

8 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年4月25日（金）から令和7年5月8日（木）午後5時まで
- (2) 受付方法 9に掲げるEメール宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。
- (3) 回 答 回答は、市ホームページに掲載するとともに、令和7年5月23日（金）午後5時まで、担当課において閲覧することができる。
なお、質問に対する回答は、募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。

9 書類の提出先及び問合せ先

- (1) 所在地 〒914-8501
福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市福祉保健部保育課

- (2) T E L 0 7 7 0 - 2 2 - 8 1 2 6
- (3) F A X 0 7 7 0 - 2 2 - 8 1 6 8
- (4) Eメール hoiku@ton21.ne.jp

1 0 その他

この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、別添敦賀市立保育所における紙おむつ定額利用サービス提供業務委託公募型プロポーザル募集要項による。